### 事例番号:290413

# 原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第五部会

## 1. 事例の概要

- 1) 妊産婦等に関する情報
  - 1回経産婦
- 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 1 日

11:30 4時頃から下腹部痛の自覚あり、一時軽快したが増強がみられた ため受診

ドップラ法で、胎児心拍数 50 拍/分を認める 腹部板状硬、超音波断層法で胎盤後血腫を認める

11:37 常位胎盤早期剥離の診断で入院

## 4) 分娩経過

妊娠 34 週 1 日

12:05 常位胎盤早期剥離の診断にて帝王切開にて児娩出 児娩出と共に胎盤は剥離

胎児付属物所見 血性羊水、胎盤後血腫を認める

### 5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:34 週 1 日
- (2) 出生時体重:1993g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.571、PCO2 148.4mmHg、PO2 15.7mmHg、

 $HCO_{3}^{-}$  13. 3mmo1/L, BE -28. 5mmo1/L

(4) アプガースコア:生後1分0点、生後5分1点

- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレ ナリン注射液投与
- (6) 診断等:

出生当日新生児仮死、重症低酸素性虚血性脳症、呼吸窮迫症候群の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 10 日 頭部 MRI で、大脳基底核・視床の信号異常を認める

- 6) 診療体制等に関する情報
- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名、研修医1名 看護スタッフ: 助産師1名、看護師4名

#### 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠34週1日の4時頃から受診前までに発症した可能性があると考える。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

- 1) 妊娠経過
- (1) 妊娠 32 週に腹部緊満と腹痛があり受診した際にノンストレステスト、超音波断層法を実施したことは一般的である。
- (2) その他の妊娠中の管理は一般的である。

#### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠34週1日に下腹部痛の増強を認め受診した際の対応(ドップラ法による胎児心拍数確認、超音波断層法で胎盤後血腫を確認し常位胎盤早期剥離と診断、帝王切開を決定したこと)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関外来受診から35分で児を娩出したことは適確である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

#### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクおよびチューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管 挿管、アドレナリン注射液投与)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関 NICU へ入院としたことは一般的である。
- (3) 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、新生児痙攣の診断で、全身管理目的のため生後5時間で高次医療機関に搬送したことは一般的である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項 観察した事項および判断等に関しては、診療録に記載することが求められる。

【解説】本事例では、妊娠経過中の超音波断層法による羊水量、臍帯、胎 児形態等についての記載がなかった。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

今後は胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

- 【解説】本事例では、妊娠 32 週の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して
  - 7. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

イ. 妊産婦と妊産婦を取り巻く環境における禁煙指導を促進することが望まれる。

【解説】喫煙はハイリスク妊娠のリスク因子となる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。